

令和元年12月26日

〒840-8585 佐賀市天神3-2-23 佐賀新聞社内
さが桜マラソン大会事務局 御中

〒856-0876

長崎市脇町5番24号 向ビル201

電話：095-895-8520 FAX：095-895-8521

【毎週火曜日（祝日を除く）13:00～16:00】

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットながさき

理事長 浦 中 勝 美

（申入担当者 弁護士 今井一成）

（電話 095-827-3535）



回 答 書

拝啓 時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

- 1 さて、2019年8月21日付「本大会『申込規約』改定について」に関し、ご改定内容の確認・検討にお時間をいただきおりましたが、当法人として検討した結果を以下のとおり、ご連絡申し上げます。
- 2 まず、申込規約のご改定に関し、前向きにご検討及びご対応くださいましたことにつき深く感謝申し上げます。ご改定後の新申込規約（以下「新規約」といいます。）に関し、当法人は、若干の疑問点はございますが、消費者契約法に抵触するおそれは概ね解消されたものと判断しました。
- 3 ただ、貴大会におかれましても十分にご認識いただいているところとは存じますが、新規約8）（事故、傷病、盗難、紛失等に関する補償は、主催者が加入する保険の契約内容に基づくものとします。）につきましては、依然として貴大会に故意又は重過失がある場合にも損害賠償責任が一部免責される場合があるかのように読める内容となっています。

貴大会がご加入されている賠償責任保険がいわゆる「賠償額無制限」の契約

であれば別ですが、補償金額に一定の上限がある場合は、新規約8)が適用される限り、当該上限金額を超える部分については損害賠償責任が免除されてしまうところ、消費者契約法8条1項2号・4号は、事業者に故意又は重過失がある場合にまでそのような一部免責を可能とする条項を無効としています。そのため、新規約8)につきましては、貴大会ご加入の保険内容次第では、消費者契約法に抵触するおそれがございます。

もっとも、新規約8)につきましては、ご加入の保険内容の見直し（補償上限金額の撤廃）といった規約改定以外の方法によりましても改善が可能ありますため、このたびは消費者契約法抵触のおそれを指摘するにとどめさせていただきます。保険内容の見直しが困難である場合には、規約の改定についても再度ご検討いただければ幸甚です。

- 4 最後になりましたが、大会は九州有数の規模を誇る大会であり多数のランナーから好評を博していることを、当法人としても強く認識しているところです。そのような貴大会の誠実なご対応に改めて感謝申し上げるとともに、貴大会の益々のご発展を心より祈念いたします。

敬具